

## 随意契約理由書

件名	本庁舎及び仮庁舎の電話交換機におけるゲートウェイ接続設定等業務	
契約の相手方	日本電気株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、本庁舎(1号館・4号館・大神ビル)及び本庁舎2号館及び3号館の建替えに伴い移転した各仮庁舎の電話交換機に、コールセンター事業者で受電した代表電話を内線転送できるよう、本庁舎および仮庁舎の各電話交換機において、機器の設置に加えて、設定変更や通話確認のための試験調整が必須となるうえ、業務に支障が発生しないように、確実に庁舎間通話の切替作業を行う必要がある。</p> <p>本庁舎及び仮庁舎の電話交換機への機器の設置や設定変更、試験調整は、システム・ソフトウェア構築を熟知している本庁舎及び仮庁舎の電話設備の製造メーカー、設備施工、また保守事業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく機器の調達や設定ができず、また、市民サービスを低下することなく迅速かつ確実に対応することはできない。</p> <p>以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局業務改革課	(電話番号 078-322-5062 )